

令和8年1月29日

第1回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和8年1月29日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員5名) 古谷会長 武田会長職務代理者
橋田委員
堅田委員 大野委員

(推進委員6名) 三本委員
和田委員 森田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員3名) 津野委員 宮田委員 横山委員
(推進委員2名) 高橋委員 谷本委員
5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第1回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
	梅原局長 本日は1番 津野委員、2番 高橋委員、3番 宮田委員、5番 谷本委員、10番 横山委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願ひします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は12番 谷脇委員、13番 坂本委員、よろしくお願ひいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号7まで議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	梅原局長 非農地証明願の申請は複数ありますが、所有者が異なるだけで一続きの土地であり、浦ノ内灰方と多ノ郷甲の二ヶ所になります。 14番 大野委員 番号1から番号3について、イノシシが荒らして境界も分からず、山林です。非農地で問題ありません。

	<p>13番 坂本委員</p> <p>番号4から番号7について、一続きの土地で、昔は畑にしていたようですが、竹等が生え、雑木林となっており、非農地で問題ありません。</p>
審 議	<p>古谷会長</p> <p>他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>梅原局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号6まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>徳永次長</p> <p>補足説明をします。</p> <p>番号1について、市内に在住している兄から、市内に在住している弟に贈与するものです。譲受人は水稻、蜜柑を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われまます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間240日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、水稻を栽培することや兄弟間の贈与であることから、周辺の農地に影響はないと考えまます。</p> <p>番号2について、県外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に贈与するものです。譲受人は水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われまます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間270日、母が年間270日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵</p>

<p>議 長</p> <p>意 見</p>	<p>守状況等に違反はありません。取得後も、水稻を継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3と番号6について、賃貸人が所有している農地は隣接しており、隣接している農地に賃借人が賃借権の設定をして、ハウスを建てるため、補足説明を併せてします。賃借人は新規就農でみょうがを作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、みょうがを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号4について、申請農地は、これまで譲受人の父が利用権を設定して、譲渡人から借り受け、みょうがを栽培していました。令和8年1月に合意解約を行い、譲受人である子に売買をするものです。譲受人はみょうが、きゅうり、自家野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び両親が年間320日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号5について、賃貸人が所有している農地に、賃借人がハウスを建てるため、賃借権の設定をするものです。賃借人は水稻、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、みょうがを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。</p> <p>9番 森光委員 番号1、番号2について、問題ありません。</p> <p>4番 三本委員 番号3と番号6について、説明があったように隣あった土地で、ハウスが建っています。</p>
-----------------------	---

	<p>貸借する事に問題ありませんが、貸借前にハウスを建てるのは問題ないのでしょうか。途中で貸すのを止めたと言われたら困るのではないかと何度か言ったのですが、補助事業の関係で建築を待つことができないとのこと。3条申請と補助事業のタイミングが合わなかったということのようですが。</p> <p>古谷会長 委員会としてはどうなのでしょう。許可前にハウスを建てているという事ですが、補助事業の関係等と一緒に申請するのが本来だとは思いますが。</p> <p>4番 三本委員 最初は買う予定でしたが相続が進まず、借りるという話に変わったという背景もあるようです。</p> <p>古谷会長 委員会としては始末書等、何か書類をもらう必要はないですか。</p> <p>15番 武田委員 農地は農地として利用するのですし、必要ないのではないのでしょうか。</p>
審 議	<p>古谷会長 必要ないということで構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
意 見	<p>4番 三本委員 番号4については、権利を移転してハウスを作るということですので、問題ありません。 番号5についても、現状畑になっていますが、ハウスを建設して有効利用する予定であり問題ありません。</p>
審 議	<p>古谷会長 他に何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号6まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	古谷会長 <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については許可することに決定いたします。</p>
議 長	古谷会長 <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	梅原局長 <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	梅原局長 <p>補足説明をします。</p> <p>番号1について、農地の区分については、池ノ内地区にあり、過去に土地改良がなされた土地ですが、高知自動車道須崎中央インターから300m以内にあるため第3種農地と判断され、原則許可の農地です。目的はドラッグストアの建設です。</p> <p>資力及び信用については、土地造成〇〇円、建築費〇〇円、年間地代〇〇円の合計〇〇円を全額自己資金で賄う計画です。金融機関の残高証明が提出されており問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が、許可日からとなっており、完了も令和9年2月28日と約1年の工期を見込んでおり、店舗規模からして特に問題ないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許認可については、開発許可は須崎市建設課と協議中で許可見込み、道路工事、道路占用についても市建設課で協議中、許可見込みであることを確認しています。市道側溝への排水は市建設課と同意不要で協議済み。南側水路への排水は土地改良区から同意書が提出されています。その他必要な許可等はありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画等の図面から必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地への影響は、排水計画は、雑排水は浄化槽を介し、敷地内側溝を通り北側市道側溝に排水します。駐車場や建物に降った雨は、アスファルトの勾配を利用し敷地内側溝に誘導し、北側市道側溝及び南側水路に排水します。</p> <p>進入計画については、北側の市道から直接行う計画です。</p> <p>周辺農地への影響は、被害防除計画が提出されており、土地利用計画からも問題はないと判断します。</p> <p>農振農用地除外時に問題となっていた西側ハウスへの対応については、日陰の差し込み</p>

	<p>が問題となっていました。年間のうちで短時間であり問題ないと考えます。もしもの時は被害防除計画に基づき対応することとなっております。</p> <p>番号2について、農地の区分については、農用地区域にある農地で、地目は登記地目田、畑、現況田です。譲受人が給食センターのための水路工事を行うため、工事車両の通路、資材置き場及び作業ヤードとして一時的に転用するものです。</p> <p>費用については、今転用事業分は水路工事費に含まれず既に契約されています。また賃貸借についてもすでに契約が交わされており問題ないと考えます。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、給食センター完成に向け必要な水路工事に伴う転用事業であるため遅滞なく事業に供することは確実であると判断します。</p> <p>行政庁の免許、許認可については、開発許可不要。道路工事、道路占用、法定外公共物の占有はともに許可不要を市建設課で確認済み。最終的な河川への放流も許可不要を市建設課で確認済み。その他必要な許可等はありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、595㎡のうち主に6m幅の道路を造成します。そのうちに一部U字溝などコンクリート製品の資材置場、作業ヤードを設けます。最大で4tまでの車両で資材を運び、荷下ろしし、作業をし、出来上がるごとに少しずつ位置を南に変えながら工事をしていくためには必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地への影響は、車両通路造成のため、表土をはぎ取ったのち45cmの盛土を行います。被害防除計画に基づき、周辺農地への土砂の流出、崩壊はありません。排水も、転用地に降った雨は自然浸透とし、雑排水については発生しません。通風等も構造物の設置をしないため影響なし、その他についても問題なしと判断します。</p> <p>進入計画については、南側の市道から直接行う計画です。</p> <p>一時転用である場合の妥当性については、排水路工事をするための転用であり、かつ現場近くに設けることは理にかなうことと考えます。水路工事終了後は、原状回復し所有者に返還するため妥当であると考えます。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>本日欠席している谷本委員から、特に問題等入ってなく、心配されていた隣のハウスからも意見はないという事で、農業委員として申し上げるような意見はないと伺っています。</p>
意 見	<p>14番 大野委員</p> <p>以前の総会で、農業委員会は反対し、県の許可があったと聞いていますが。</p> <p>梅原局長</p> <p>その際は反対ではなく、隣のハウスに影響が及ばないよう対応することを条件とし、諮問に対して回答しております。</p>

		<p>13番 坂本委員</p> <p>番号2について、元々排水路があり、それを利用するというものですし、一時的なものであり、問題ありません。</p>
審議	古谷会長	<p>他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。</p>
採決		<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	古谷会長	<p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。</p>
議長	古谷会長	<p>続きまして、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について を議題といたします。</p>
議案説明	梅原局長	<p>【議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について 議案書をもとに朗読】</p>
審議	古谷会長	<p>この議題に関しては、特に立候補等なければ地元の委員にお願いしております。横山委員と三本委員に任せたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
採決		<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	古谷会長	<p>それでは、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任については横山委員と三本委員をあっせん委員として選任することとします。</p>
議長	古谷会長	<p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>

報告事項	<p>梅原局長</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>古谷会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
その他	<p>徳永次長</p> <p>農業委員会全員研修会の資料配布</p>
閉会宣言	<p>古谷会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第1回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2時50分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: right;">議長 古谷武徳</p> <p style="text-align: right;">12番 石脇 督典</p> <p style="text-align: right;">13番 坂本 勝昭</p>